

アジアにおける税制

チャイナ・プラス・ワン 香港

- その日本及び中国本土との比較 -

February 2017



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2017 年 1 月時点で、世界 79 ヶ国に業務を展開し、18,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

税制とは、各国によって、財政収入確保、効率的な行政執行、課税の公平性、社会政策等の観点から、多くの点で異なります。しかしながら、これと同時に、国家間において、その制度設計について一定の共通性が見られる場合が多いともいえます。

従って、一国だけでは見えなかった各国独自の税制が、共通性または相違性をみることにより初めて理解できるとともに、近年 BEPS プロジェクト等により世界的に統一されつつある税制に対する各国ごとの対応についても横断的に把握ができるものとなります。

また、多国間を跨ることが日常化した現代の事業環境においては、横断的な税制への対応が必要とされることが多く、そのための一つの有効かつ効率的な視点として注意を払っていく必要があると考えられます。

今回は、香港における個人所得税及び社会保険制度について、日本及び中国本土の制度との比較を含めて、みてみたいと思います。

香港税制の概要

香港税務局（Internal Revenue Department）は、そのビジョンとして香港の繁栄と安定の促進を担う重要な役割を果たすことのできる卓越した税務行政を目指すべきものと示しています。

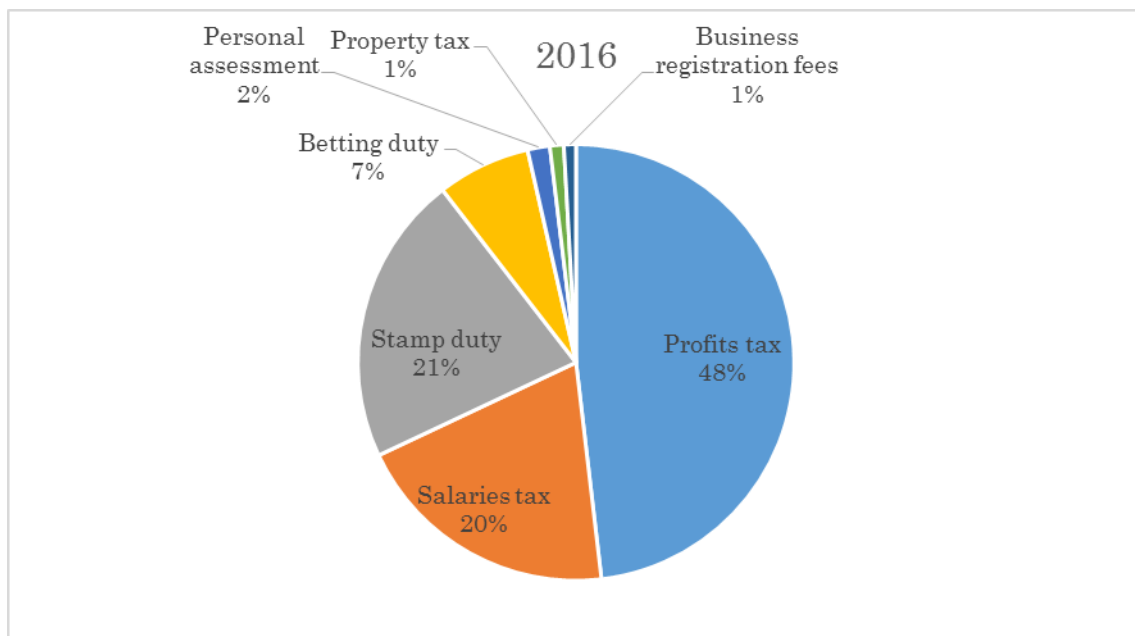
また、香港における租税制度は、内国歳入法（Inland Revenue Ordinance）に基づく所得に対する直接税目と、印紙税など個別に定められた税法に基づく間接税目とに区分され、直接税としては、事業所得税、給与所得税、不動産所得税があり、間接税としては印紙税が存在するほか、管轄の異なる関税、空港利用税等が存在しています。

また、毎年2月または3月に次年度予算案を財政長官が発表し、この中に税制改正法案が含まれており、予算案は立法行議会（Legislative council）の承認を要するものの、例年予算案のまま承認されています。

香港税収の概要

2016年度における香港の税収は約3,000億香港ドル（約5兆円）であり、日本の約18分の1程度といえます。約720万人（日本の15分の1）の人口を抱える都市国家（面積では日本の約350分の1）としては、日本と比較しても遜色のない税収を有しているものといえます。

その基礎は事業所得税、給与所得税、不動産所得税等の直接税と印紙税等の間接税からなり、歳入においては、税収以外にも、政府による投資事業収入等があり、バランスの取れた歳入構造を確立しているものといえます。



（出典:香港 Inland Revenue Department annual report より作成）

香港においては、税収以外にも投資及び事業収入による歳入（2016年度約1,500億香港ドル）があり、2016年度歳入総額は約3,500億香港ドルとなっています。

香港における個人にかかわる税制と日本及び中国における税制との比較

上述のように、香港においては極めて簡素化された税制が採用されており、所得の発生源により税制が区分されています。これは、日本、中国並びに多くの国において採用されている、納税義務者により法人税、個人所得税等の税制が区分される制度とは考え方が異なっています。

従って、比較的珍しい税制といえるものの、見方を変えて根底にある相違さえ理解すれば、簡素な税目が採用されていることと相まって、非常に分かりやすい税制となっているともいえます。

香港においては、原則として、その所得種類に応じて、事業所得税、給与所得税、不動産所得税をそれぞれ支払うものとなっています。但し、実務的には、給与所得税のみの課税を受けることが大多数であり、また、複数の所

得を有する場合には、総合課税方式を選択することが可能で、ここでは、全ての所得を合算して申告することが認められています。

(1) 納税義務者となる個人

香港における事務所等、または雇用に基づき収入を得る者、または香港に 60 日以上滞在することによる役務提供に基づき収入を得る者については、給与所得税の納税義務者となります。また、香港においては、商品売買や就業、その他事業に従事する、個人事業主、法人、共同経営者、受託者、団体等は、それら事業によって生じた香港を源泉とする所得を得る者については事業所得税、香港における不動産からの賃料収入を得る者については不動産所得税の納税義務者となります。

(2) 居住者及び非居住者

香港においては、地域外所得免除方式が採用されています。
居住者・非居住者の区分は、居住者に対しては全世界所得、非居住者に対しては国内源泉所得のみという区分を目的としたものであり、地域外所得免除方式を採用する香港においては、そもそも全世界所得課税を想定しておらず、その区分は基本的には意義を有さないものといえます。

(3) 課税年度

香港における課税年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとなっており、複数の所得税を納税する者は申告を要しますが、給与所得税のみが課税される者については賦課方式が採用されており、申告書が送付されてくるものとなっています。

また、源泉徴収義務は基本的になく、給与所得税、事業所得税、不動産所得税においては全て予納制度が採用されており、予納税評価額は、一般的には前年度の評価額に基づく見積りによるものとされています。

税額は二分割で納付され、最初に前年度の税額の 75%相当額を、通常、当該課税年度の最終四半期に支払い、残りの 25%を 3 ヶ月後に支払うものとされており、実際の所得が確定後に、最終的な税評価額が発行され、予納額について差引かれるものとなっています。また、最終的な税評価額は次年度の予納税評価額とともに発行されることから、最終税額の支払いは翌年の事前評価税額の最初の支払いと同時期となります。

(4) 給与所得税

① 課税対象

給与所得税は、香港におけるあらゆる雇用ないし年金等により生じた所得に関して、全ての個人に対して課税されます。これらの給与所得としては、給与、有給休暇中の給与及び手当、歩合、賞与、一時金ないし臨時収入、手当、ストックオプション収入等が含まれます。また、役員報酬についても、給与所得税の課税対象に含まれます。

香港における雇用から生じたあらゆる所得は、その労務の一部が香港外で提供されたものであったとしても、基本的に給与所得税の課税対象であると見做されます。

香港以外での雇用関係から生じた所得については、香港において提供された労務から生じた所得の範囲内でのみ課税されます。香港内、もしくは香港外のどちらで雇用が為されているかについては、雇用にあたっての交渉及び契約締結が為された場所、その発効地、雇用者の居住地、給与の支払地をはじめとする種々の要因によって決定されます。

② 税率及び控除額

給与所得税は、費用及び人的控除項目を控除した後の純課税所得について、2～17%の累進課税制度により計算がなされます。しかし、給与所得税は、納税者の費用を控除した後の純課税所得（但し、人的控除実施前）の標準税率割合（現行 15%）を超える部分については課税されません。

控除額については、所得を得るにあたり必要かつ完全に、そのためにのみ支出された費用についてだけ控除が認められることとなっており、さらに、一定の控除限度額が設けられています。

税率が低く抑えられており、簡素な税制が志向されていることもあり、外国籍駐在員にかかわる特別の優遇税制は基本的に設けられていません。

(5) 利子及び配当並びにキャピタルゲイン

金融機関を除くあらゆる者は、香港の認可を受けた機関にて保有する預金から生じる利子所得の受け取りにあたって、所得税の支払が免除されます。尚、その際にどの通貨で預金が行われているかは関係がありません。しかし、貸付金の返還を保証するための預入金に関して生じた利息費用が、課税上控除出来る費用と見做される場合、対応する利息収入についてはこのような免除が適用できないこととなっています。

また、配当及びキャピタルゲインについては、その受領者が香港居住者であるか否かに関わらず、課税を受けることはありません。

(6) 香港における社会保険

香港の社会保険については、自己責任を原則とした効率的な制度が採用されており、従って、香港外で年金制度に加入している者や公務員など既に法定の年金制度に加入している者は基本的に香港の法定社会保険である強制積立退職金制度（MPF）の対象外とされています。

ここでの対象者は、香港企業の、18 歳から 65 歳までの被雇用者で、60 日以上雇用される者であり、積立額は月額給与の最低 10%で、企業が 5%、個人が 5%の負担となっています。但し月額給与が 2 万香港ドルを超える場合、企業・労働者それぞれの拠出限度額は 1 千香港ドルで、それを超える部分は双方とも任意となります。月額給与が 5 千香港ドル未満の場合は、従業員の拠出義務が無いものとされています。

香港個人所得税制の特徴

香港における個人にかかわる税制は、日本及び中国本土等との比較において、特殊な税制であるといえます。その多くは、香港においては、国外所得免除方式による簡素かつ効率的な税制が施行されていることに起因するものといえます。

具体的には、例えば、香港における雇用契約に基づき香港企業から支給される給与については、原則として、全額課税所得として課税されるものといえ、香港外における契約に基づき香港外の企業から支給される給与については、同様に、課税の範囲外とされることになります。

このことは例えば日本と中国本土において職責を有する個人に当てはめた場合には、日本が居住地国であることを前提とした場合、日本において全世界所得課税がなされ、中国においては中国源泉所得（すなわち勤務期間に基づく全世界給与所得）に対応する税額が発生し、これを居住地国である日本において外国税額控除するという方式が採用されることになります。

これに対して、日本と香港において職責を有する個人の場合で、同様に、日本を居住地国とする場合には、日本側では同様の処理となりますが、香港においては、基本的に香港企業側から支給を受けた給与についてのみの課税が実施されることになります。従って、実務的には香港において給与を受け取っていない場合には、香港において課税がなされないということも考えられます。

さらに、仮に居住国・地域を香港とした場合には、香港及び日本の双方で実務的に課税が発生しないというケースも考えられることになります。

以上のように、基礎となる考え方が異なる場合には、その適用を十分に理解していなければ、同様の処理を行おうとしても結果が全く異なってしまうことがあります。

従って、日本、中国本土、香港というような形で課税制度の異なる国・地域を跨いだ対応が必要となる場合には、事前に詳細な検討及び準備を行っておくことが重要といえます。

以上

この記事はみずほ銀行の MIZUHO CHINA MONTHLY 2017 年 2 月号からの転載記事となります。
(<http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/index.html>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn